

度会町営診療所指定管理者募集要項

度会町営診療所の指定管理者の申請書類を期限までに提出してください。

1 目的

この要項は、度会町（以下「町」という。）が設置する度会町営診療所（以下「指定施設」という。）について、度会町営診療所設置条例（令和7年度会町条例第21号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、指定施設の設置目的を効果的に達成することができる指定管理者を募集します。

2 対象施設の概要

- (1) 名称 度会町営診療所
- (2) 所在地 度会町棚橋 468 番地 1
- (3) 建物 鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺き 平屋建 196.50 m²
建物の詳細は、別添「平面図」「現地写真」のとおり

3 診療日・診療時間

診療日は、毎週月曜日、火曜日、水曜日及び金曜日とし、診療時間は午前9時から午後零時30分までとします。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではありません。

なお、診療日・診療時間を臨時に変更したい場合は、協議に応じます。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 診療に関する業務
- (2) 指定施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他町長が必要と認める業務
業務の詳細は、別紙「度会町営診療所指定管理仕様書」のとおり

5 指定期間

基本協定書締結日から令和13年3月31日までとします。ただし、基本協定書締結日から令和8年3月31日までの期間は、「4 指定管理者が行う業務」に掲げる業務の準備期間とします。

6 管理運営に要する経費等

- (1) 施設運営上生じた料金（条例第5条）は指定管理者の収入とします。
- (2) 開設当初に必要な施設改修や備品購入など一連の準備費用については、原則として町が負担し、無償で指定管理者が使用することとします。
なお、実務にあわせた改修や機器選定等とするため、指定管理者の意向を踏まえるものとし、工事の施工や導入についても効率性や費用面を鑑み、指定管理者が行うものとします。
- (3) 開設後の診療所運営に必要な施設の改修及び備品購入（更新）等に要する経費については、1件あたり3万円（税抜）を超える費用を町が負担します。ただし、施設管理のほか、診療等にかかる消耗品については、指定管理者の負担とします。なお、施設改修や備品の購入（リースを含む）にあたっては、町への事前相談（承認）を経て、指定管理者が一旦支払った後にその差額を指定管理料へ加算します。

7 応募の資格

申請の資格は、医師を有する法人その他の団体で、次の各号に掲げる条件に該当するものとします。

- (1) 申請者の構成員は、他の申請者の構成員でないこと。
- (2) 法人又は代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていない法人等であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員ではなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人その他団体であること。
- (5) その他次に掲げる者に該当しないこと。
 - ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
 - ⑤ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - ⑥ 国税及び地方税を滞納している者

8 申請の手続き

指定管理者の指定を受けようとする者は、度会町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年度会町条例第27号。以下「指定管理者条例」という。）第3条及び同施行規則第2条に規定する書類を添えて申請してください。

- ・ 指定申請書（様式第1号）
- ・ 定款、規約その他これらに類する書類
- ・ 役員名簿（法人にあつては、当該法人の登記事項証明書）
- ・ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- ・ 前事業年度の事業報告書及び収支決算書
- ・ 納税を証する書類
- ・ 管理を行う施設の事業計画書及び管理に係る収支計画書
- ・ その他任命権者が必要と認める書類

(1) 提出場所

- ① 所在地 度会町棚橋 1215 番地 1
 - ② 担当部署 度会町役場 保健こども課
 - ③ 電話番号 0596-62-1112（直通）
- (2) 提出方法 持参（開庁時間内）、郵送（期限内必着）
 - (3) 受付期間 令和7年6月13日（金）～令和7年6月27日（金）

(4) 申請の留意事項

- ① 提出された申請書類の著作権は申請者に帰属します。なお、町は指定候補者の選定の公表等必要な場合、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。
また、町は申請書類の内容及び指定候補者の選定結果を公表しますが、申請者はこれに対して異議を申し立てることはできないものとします。
なお、申請書類は返却致しません。
- ② 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- ③ 申請費用は、すべて申請者の負担とします。
- ④ 受付期間後は、提出された書類の内容を変更することはできません。
また、申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

9 現地説明

申請予定者からの申し出があれば、日程調整し現地にて説明します。

10 指定候補者の選定等について

(1) 指定候補者の選定方法

事業計画書等の申請書類を基に、指定管理者条例第4条及び同施行規則第3条の規定に基づき設置された度会町公の施設に係る指定管理者選考委員会において、総合的に評価し、本事業に最も優れた申請者を選定します。ただし、評価の結果、適格者なしとする場合もあります。

(2) 選定基準

- ① 事業計画書の内容が利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- ④ 情報公開や個人情報の取り扱いを適正に行う体制が整備されていること。
- ⑤ 法令（指定管理者条例及び条例含む。）の規定を遵守し、適正な管理ができること。
- ⑥ 施設を管理する上で必要な許認可を受けていること。（医師の資格）
- ⑦ 危機管理の対応を適切に行う体制が整備されていること。

(3) 事業計画の評価基準（以下の評価項目により配点）

- ① 団体の経営力
- ② 管理運営方針
- ③ 診療体制
- ④ 収支計画
- ⑤ 安全対策
- ⑥ 人的基盤
- ⑦ 施設の維持管理
- ⑧ 個人情報保護等
- ⑨ 地域との連携
- ⑩ 開設準備対応

(4) 選定結果

令和7年7月中旬までにすべての申請者へ文書で通知します。

11 指定管理者の指定及び協定

- ① 指定管理者の指定は、度会町議会の議決を経て、令和7年7月中旬（予定）に行います。

ただし、申請書提出から議会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

- ② 町議会で、議決されれば協定の詳細について協議のうえ、指定施設管理に関する協定を締結します。

12 指定施設管理業務の準備

指定管理者に指定された後は、自己の責任及び負担について、令和8年4月1日から円滑に指定施設の管理業務を遂行できるように、職員配置等の体制を整えてください。

13 調査及び監査

町は、指定管理者の管理する指定施設の適正を期するために、指定管理者に対して、業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は指示をすることができます。

指定管理者がこれに従わない場合、指定管理者の指定を取り消すことができます。

また、監査委員等が町の事務を監査するのに必要があると認める場合、指定管理者に対して事情説明を求め、実地に調査し、又は帳簿類その他の記録の提出を求められる場合があります。

14 指定期間満了以前の指定の取り消し

- ① 町は指定管理者が上記13の指示に従わないとき、法令及び指定管理者条例に違反したとき、その他指定管理者の責任に帰すべき理由により指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることができます。

- ② 上記①により指定管理者の指定が取り消され、又は業務停止となった場合、指定管者に損害が生じても、町はその賠償の責めは負いません。

- ③ 指定管理者から指定取り消しの申し出があった場合には、取り消しの可否、損害賠償等必要な事項について双方で協議して対応を定めます。

15 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答方法は下記のとおりとし、所定様式による質疑に限ることとします。（電話による質疑には回答しかねます。）

- ① 提出方法 持参（開庁時間内）、メール、Fax、郵送（期限内必着）

- ② 受付期間 令和7年6月13日(金)～令和7年6月19日(木)

- ③ 回答方法 質疑回答書として送付し、この要項と一体のものとして同等の効力を有するものとします。

16 問合せ先

所在地 度会町棚橋 1215 番地 1
担当部署 度会町役場 保健こども課
電話番号 0596-62-1112 (直通)
Fax 番号 0596-62-1138
E-mail hoken-w@town.watarai.lg.jp